

# 労働安全衛生ニュース No.3 (2019年3月25日号)

発行:フード連合(労働局)

平成31年4月1日施行・改正労働安全衛生法のチェックポイント  
Check②「**長時間労働者への面接指導**」の基準変更は周知されていますか？

## I 長時間労働者への面接指導

Check Point

☑ 以下の労働者は面接指導の適用対象になっていますか？

	現行法	改正法
新技術・新商品等の研究開発業務従事者	—	(義務) ・時間外・休日労働時間 <b>80時間超</b> ／月の労働者の申出による面接指導 ・時間外・休日労働時間 <b>100時間超</b> ／月の労働者への面接指導 (申出要件無)
高度プロフェッショナル制度適用者	—	(義務) ・時間外・休日労働時間 <b>100時間超</b> ／月の労働者への面接指導 (申出要件無)
上記以外の労働者	(努力義務) ・時間外・休日労働時間80時間超／月の労働者の申出による面接指導 (義務) ・時間外・休日労働時間 <b>100時間超</b> ／月の労働者の申出による面接指導	(義務) ・時間外・休日労働時間 <b>80時間超</b> ／月の労働者の申出による面接指導

労働者の申出による面接指導が月100時間超から月80時間超に変更されるほか、「新技術・新商品等の研究開発業務従事者」「高度プロフェッショナル制度適用者」は月100時間超の面接指導が義務化されます。

## I 長時間労働者に対する時間外・休日労働時間数の通知

Check Point

☑ 時間外・休日労働時間数が月80時間超の労働者にその旨を通知していますか？

疲労の蓄積が認められる労働者の面接指導の申出を促すため、時間外・休日労働時間数が月80時間超の労働者に対し、時間外・休日労働時間数を通知することが義務化されます。

## I 長時間労働者に対する面接指導の流れ

Check Point

☑ 面接指導は以下の流れで実施されていますか？

- ① **事業者は、すべての労働者の労働時間を把握**
- ② 事業者は、産業医等に**時間外・休日労働時間80時間超**／月の労働者に関する情報を提供
- ③ 産業医等は、提供された労働時間等の情報を基に、当該労働者に面接指導の申出を推奨
- ④ **時間外・休日労働時間80時間超**／月の労働者が面接指導を申し出
- ⑤ 産業医等による面接指導の実施
- ⑥ 事業者は、産業医等から労働者に必要な措置等に関する意見を聴取
- ⑦ 事業者は、産業医等の意見を踏まえて、必要な措置を実施
- ⑧ **事業者は、実施した措置の内容に関する情報を、産業医等に提供**
- ⑨ 措置内容が不十分など、労働者の健康確保の必要のある場合、産業医は事業主に勧告
- ⑩ **事業者は、産業医からの勧告内容を、衛生委員会または安全衛生委員会に報告**

※**赤字下線**は今回の改正内容